

大阪市ひとにやさしいまちづくり推進連絡調整会議交通バリアフリー基本構想ワーキングチーム設置要綱

(設置の目的)

第1条 ひとにやさしいまちづくりの実現に向け、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく交通バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）に関する事項について、関係所属による検討及び連絡調整を行うため、大阪市ひとにやさしいまちづくり推進連絡調整会議設置要綱第2条第2項の規定により、交通バリアフリー基本構想ワーキングチーム（以下「基本構想ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 基本構想ワーキングチームは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本構想に基づき実施する特定事業その他の事業の実施状況に係る調査、分析及び評価に関すること
- (2) 基本構想の作成又は変更に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること

(組織)

第3条 基本構想ワーキングチームは、計画調整局広域交通企画担当課長（以下「チーム長」という。）、福祉局障がい福祉課長（以下「副チーム長」という。）及び別表に掲げる関係課長（以下「委員」という。）で組織する。

(施行の細目)

第4条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、チーム長が定める。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

ひとにやさしいまちづくり推進連絡調整会議
交通バリアフリー基本構想ワーキングチーム 委員

大正区役所区政企画担当課長

生野区役所区政推進担当課長

福祉局高齢者施策部高齢福祉課長

こころの健康センター精神保健医療担当課長

建設局道路河川部交通安全施策担当課長

建設局公園緑化部調整課長

大阪港湾局開発部開発調整課長

大阪港湾局施設管理部施設課長

教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当課長

その他会長が指名する職にある者